

「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく検証結果(光サービス卸)

令和3年2月24日

事 務 局

- 本研究会での議論を踏まえ、昨年9月25日に総務省が公表した「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく検証について、光サービス卸が検証対象である旨の通知を同年10月27日にNTT東日本・西日本宛てに発出し、検証の実施、検証結果の報告を求めているもの。
- 光サービス卸については、ガイドラインに基づき、接続との代替性検証において、本研究会での議論を踏まえ、「代替性が不十分」と評価したため、NTT東日本・西日本が①その他の検証及び②時系列比較による検証の実施を求め、検証結果について、総務省が報告を受けたもの。

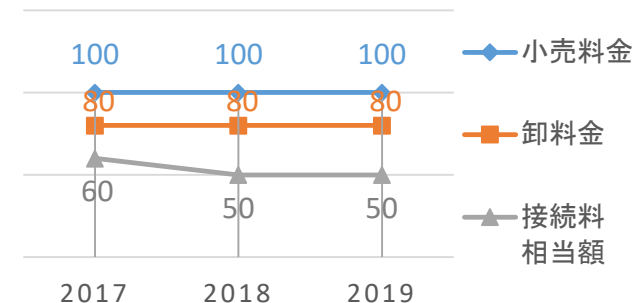
① その他の検証

- 接続料相当額※と、卸役務提供料金の差分において回収しようとしている費用項目について、指定事業者において、差分の妥当性を自ら検証して総務省に検証結果を報告する。
※ 接続料相当額には、役務提供の際に必要な営業費は含まれない。
- 総務省において、検証結果を整理の上、差分において回収しようとしている費用項目を含め、概要を公表。



② 時系列検証

- 接続料相当額、卸役務提供料金の額、小売料金の額について、直近3年間の額を時系列で比較し、それぞれの額の変動要因、コスト変動が適切に現在の卸料金に反映されているか等の検証結果とともに、指定事業者が総務省に報告する。
- 総務省は、報告内容の概要を公表。



検証対象の選定

卸先事業者から、具体的な課題が相当程度寄せられており、公正競争上の弊害が生じるおそれが高いと総務省において判断した指定設備卸役務を検証の対象とする。

検証の
必要あり

検証の必要なし

検証ステップ① 代替性の有無の検証

指定設備卸役務と同様の設備利用形態・利用条件等により、接続が利用可能(代替可能)かの検証

代替性あり

ステップ②検証の必要なし

検証ステップ②-1 重点的な検証

目的： 料金水準の適正性確保
手法： 適正原価＋適正利潤 \geq 卸料金 となっているかを検証

代替性
なし

☞ 「第四次報告書」では、「モバイル音声卸」を「なし」と評価。

総務省による
妥当性評価 あり

「不当」評価の場合、
是正を図るための措置へ

検証ステップ②-2 その他の検証

目的： 適正な交渉を促進するための透明性確保
手法： 卸料金と接続料相当額の差分の妥当性を事業者自身が検証

代替性
不十分

☞ 「第四次報告書」では、「光サービス卸」を「不十分」と評価。

総務省による
妥当性評価 なし

※ 「接続料」「卸料金」等に関する時系列検証は、ステップ②に進んだ指定設備卸役務全てを対象に実施

- 「卸料金」と「接続料相当額」の差分において回収しようとしている費用項目について、NTT東日本・西日本において差分の妥当性を自ら検証。
- 差分において回収しようとしている費用項目について、①光サービス卸の運営に係るコスト及び②卸先事業者の支援に係るコストの具体的な費用項目を示した上で、①と②の合計の概算額と、卸料金と接続料相当額の差分を比較し、NTT東日本、西日本はそれぞれ妥当であると自己評価。

<NTT東日本・西日本による自己評価の概要>

- 2019年度の卸料金と接続料相当額との差額は、NTT東で []、NTT西で [] と、卸料金に対して概ね3割程度。
- 光サービス卸の卸料金で回収するコストとしては、1ユーザあたりの接続料相当額に加え、主に①光サービス卸の運営に係るコスト及び②卸先事業者の支援に係るコストがある。(それぞれの具体的な費用項目は次ページ参照。)
 - 2019年度の①と②の合計の概算額(*)は、NTT東で []、NTT西で []。
 - ※ 指定電気通信役務損益明細表における「FTTH アクセスサービス」の営業費用を基に推計
- 上記の卸料金と接続料相当額との差額は、以下の点を踏まえ、妥当なものと考える。
 - これまでも光サービス卸の提供開始にあたり、新たなスキームとなるフレッツ光からの「転用」の実現を含めた光サービス卸提供のための基盤システムの開発や、サービス提供開始後にも「注文受付～工事手配までの納期短縮に向けたビジネス系サービスの受付センタ拡充」、「事業者変更」の導入によるシステムの大規模改修」等、累次の開発や稼働を要してきていること
 - 今後も、既存の卸先事業者からの様々なご要望への対応・支援、卸先事業者の増加に伴う事業の立ち上げ期における導入サポート業務、東西間の運用差分の解消、事業者変更のような新たなスキームの導入等に取り組んでいくこと、また、設備の老朽化や技術の進展に伴う設備投資等を踏まえる必要があること
 - 光サービス卸料金は、サービス提供料金として、コストの変動に応じて料金をリニアに増減させるものではないこと

【NTT東】

b) [卸料金] []

【NTT西】

b) [卸料金] []

①光サービス卸の運営に係るコスト

(1)注文受付(主にシステムコスト・人件費)

- 【定常業務】 卸先事業者より受注したサービスに関する注文内容確認 等
- 【個別対応等にて発生する業務】 注文内容の修正対応(卸先事業者へ個別連絡) 等
- 【有事等の際における対応】 卸先事業者のシステムトラブル発生時における、罹障範囲の確認及び復旧対応

(2)契約管理(主にシステムコスト・人件費)

- 【定常業務】 契約情報の管理(契約者名、設置場所、連絡先、付加サービス、オード履歴等) 等
- 【個別対応等にて発生する業務】 卸先事業者の契約情報の変更(契約者名、設置場所等) 等
- 【有事等の際における対応】 自然災害発生時における減免対象ユーザ等の特定・管理または解除 等

(3)料金請求(主にシステムコスト・人件費)

- 【定常業務】 月次での卸先事業者毎の卸料金計算、請求書・請求内訳発行、収納管理 等
- 【個別対応等にて発生する業務】 未納・支払遅延の卸先事業者への対応(督促、分割等)
- 【有事等の際における対応】 卸先事業者が被災した際の減免処理、支払期限延長等の対応 等

(4)問合せ対応(主に人件費)

- 【定常業務】 卸先事業者向けサポートセンタの運営(ポータルサイトの使い方、システムの設定・入力方法等) 等
- 【個別対応等にて発生する業務】 卸先事業者からの依頼に基づくデータ抽出・提供 等
- 【有事等の際における対応】 本人へのなりすましへの対処(お客様からの契約内容確認→当社フレッツ光への戻し対応)

(5)開発・企画(主に人件費)

- 【定常業務】 新たなサービス卸の検討(フレッツ光ライトプラス、卸先事業者の要望に応じたサービスメニュー等) 等
- 【個別対応等にて発生する業務】 法令改正に伴う卸先事業者対応 等
- 【有事等の際における対応】 自然災害発生時の罹災状況の管理・報告

②光サービス卸の卸先事業者の支援に係るコスト

(1)卸先事業者向け支援(主に人件費)

- 【定常業務】 面的な地場の卸先事業者のビジネス支援(トークスクリプト作成支援、販売促進チラシの雛形提供等) 等
- 【有事等の際における対応】 卸先事業者の不適切営業が発覚した場合のヒアリング・是正対応 等

(2)奨励金(光サービス・付加サービス)

光回線、及び付加サービスの新規販売、付加サービスとのセット販売に対して奨励金を設定

(3)割引(工事費)

光サービスの移転工事費 等

- 「接続料相当額」、「卸料金の額」、「小売料金の額」について、直近3年間の額を時系列で比較し、コストの変動が適切に卸料金に反映されているか、反映されていない場合には、どのような事由があるかについて、NTT東日本・西日本において自ら検証。
- 卸料金については、2019年度までに二度に亘り値下げを実施しており、「接続料相当額」と「卸料金」の低減額は近似。卸料金については、需要動向、競争状況、市場価格等の市場環境等、コスト以外の様々な要素も勘案して決定しており、2017年度～2019年度におけるコストの変動と卸料金の関係はNTT東日本、西日本それぞれ適当と自己評価。
- また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、将来の不透明度が増している中で、社会全体の動きに合わせた卸先事業者の要望への対応が必要となっているものの、2019年度と同額としている2020年度の卸料金についてもNTT東日本、西日本それぞれ適当と自己評価。
- 今後、市場環境等を踏まえた卸料金の追加値下げについても検討している旨についても報告された。

<NTT東日本・西日本による自己評価の概要>

- 卸料金は、NTT東日本・西日本ともに光サービス卸開始以降、値下げしている。
- NTT東日本・西日本それぞれにおける、戸建・集合の2017年度から2019年度の「1ユーザあたりの接続料相当額」及び「卸料金」について、以下のとおり低減額は近似※している。

※ 会計制度変更による影響を除いた実質的な低減額はさらに近似している。

【NTT東 戸建(※1)】

	2017年度	2019年度	低減額	低減率
1ユーザあたり接続料相当額				▲12%
卸料金				▲6%

【NTT東 集合(※2)】

	2017年度	2019年度	低減額	低減率
1ユーザあたり接続料相当額				▲8%
卸料金				▲4%

【NTT西 戸建(※1)】

	2017年度	2019年度	低減額	低減率
1ユーザあたり接続料相当額				▲8%
卸料金				▲6%

【NTT西 集合(※2)】

	2017年度	2019年度	低減額	低減率
1ユーザあたり接続料相当額				▲10%
卸料金				▲4%

※1 フレッツ 光ネクスト ファミリータイプ

※2 フレッツ 光ネクスト マンションタイプの各方式・プランの加重平均

<NTT東日本・西日本による自己評価の概要(前ページからの続き)>

- 前述の通り、卸料金は、産業構造の変容やライフスタイルの変化に伴う需要の動向、付加価値サービスも含めた競争状況、市場価格等の市場環境等、コスト以外の様々な要素も勘案して決定しており、以下の観点も踏まえれば、2017年度～2019年度におけるコストの変動と卸料金の関係は適当。
 - IoTの活用等通信の利用形態・用途の多様化やモバイルのオフロードの進展等によるインターネットトラフィックの増加傾向の継続(直近3年間で3割以上の伸び)を背景に、料金の低廉化だけでなく通信品質の向上を求める声が高まる中、都市部を中心に競合事業者が大容量・高速サービスを開始したことを踏まえ、当社においても注文受付、契約管理システム等への投資を行い、1G超サービスの提供を開始し、これらの市場環境、競争状況の変化に対応してきていること
 - 「Webシステムの高度化によるなりすまし防止機能の導入」、「ADSLやISDNからの移行施策による割引開始、これに伴う特化センタ運営開始またはシステム開発」、「注文受付～工事手配までの納期短縮に向けたビジネス系サービスの受付センタ拡充」、「事業者変更」の導入によるシステムの大規模改修」等の接続料以外の部分でコストの増加要素が生じていること
 - 設備の老朽化や技術の進展に伴う設備投資、今後も卸先事業者から様々なご要望を受けていく必要があること
- また、前述と同様の要素・観点に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大により、将来の不透明度が増している中で、社会全体の動きに合わせた卸先事業者の要望への対応が必要となっているものの、2019年度と同額としている2020年度の卸料金は適当。
- 今後も、Society5.0等の実現に向けては、遠隔医療や遠隔教育といった社会基盤やIoT・AI等を活用した産業基盤を築いていくことが必要であり、そのためにNTT東日本・西日本として、個々の要望に応じたサービスメニューの提供により、新たな価値創造に挑戦するスタートアップや異業種企業、地方創生に取り組む企業等を支援していく考えであり、その中で、料金面においても、市場環境等を踏まえた卸料金の追加値下げを検討している。

- 戸建と集合住宅の加重平均により算定した接続料相当額、卸料金、小売料金を時系列で比較すると、2017年度から2019年度までの変化としては、NTT東日本では、接続料相当額が [] 減少、卸料金は [] 減少、NTT西日本では、接続料相当額が [] 減少、卸料金は [] 減少している状況。
- なお、2019年度から(会計整理前のため参考値として示された)2020年度の変動については、NTT東日本で接続料相当額は [] 減少、卸料金は前年度と同額、NTT西日本で接続料相当額は [] 減少、卸料金は前年度と同額となっている。

【NTT東 全体平均(※)】

【NTT西 全体平均(※)】

- ※ 「フレッツ 光ネクスト ファミリータイプ」、「フレッツ 光ネクスト マンションタイプの各方式・プランの加重平均」及び「フレッツ 光ライト ファミリータイプ」の加重平均
- (注1) 小売料金の2017年度～2019年度は、「FTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務の提供に関して対応及び報告すべき事項について(要請)」の値。2020年度は、2020年度接続料の認可申請時に行った「接続料と小売料金との関係の検証(スタックテスト)」の値。
- (注2) 卸料金の2017年度～2019年度は、「FTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務の提供に関して対応及び報告すべき事項について(要請)」の値。2020年度は、2021年2月9日現在の金額。
- (注3) 接続料相当額は、各年度の適用接続料を実績収容数で除した値。また、接続料を設定していない設備についても加算した値。

- 戸建における接続料相当額、卸料金、小売料金を時系列で比較すると、2017年度から2019年度までの変化としては、NTT東日本では、接続料相当額が 減少、卸料金は 減少、NTT西日本では、接続料相当額が 減少、卸料金は 減少している状況。
- なお、2019年度から(会計整理前のため参考値として示された)2020年度の変動については、NTT東日本で接続料相当額は 減少、卸料金は前年度と同額、NTT西日本で接続料相当額は 減少、卸料金は前年度と同額となっている。

【NTT東 戸建(※)】

【NTT西 戸建(※)】

※ フレッツ 光ネクスト ファミリータイプ

(注1) 小売料金の2017年度～2019年度は、「FTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務の提供に関して対応及び報告すべき事項について(要請)」の値。2020年度は、2020年度接続料の認可申請時に行った「接続料と小売料金との関係の検証(スタックテスト)」の値。

(注2) 卸料金の2017年度～2019年度は、「FTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務の提供に関して対応及び報告すべき事項について(要請)」の値。2020年度は、2021年2月9日現在の金額。

(注3) 接続料相当額は、各年度の適用接続料を実績収容数で除した値。また、接続料を設定していない設備についても加算した値。

- **集合**における接続料相当額、卸料金、小売料金を時系列で比較すると、2017年度から2019年度までの変化としては、NTT東日本では、接続料相当額が **減少**、卸料金は **減少**、NTT西日本では、接続料相当額が **減少**、卸料金は **減少**している状況。
- なお、2019年度から(会計整理前のため参考値として示された)2020年度の変動については、NTT東日本で接続料相当額は **減少**、卸料金は**前年度と同額**、NTT西日本で接続料相当額は **減少**、卸料金は**前年度と同額**となっている。

【NTT東 集合(※)】

【NTT西 集合(※)】

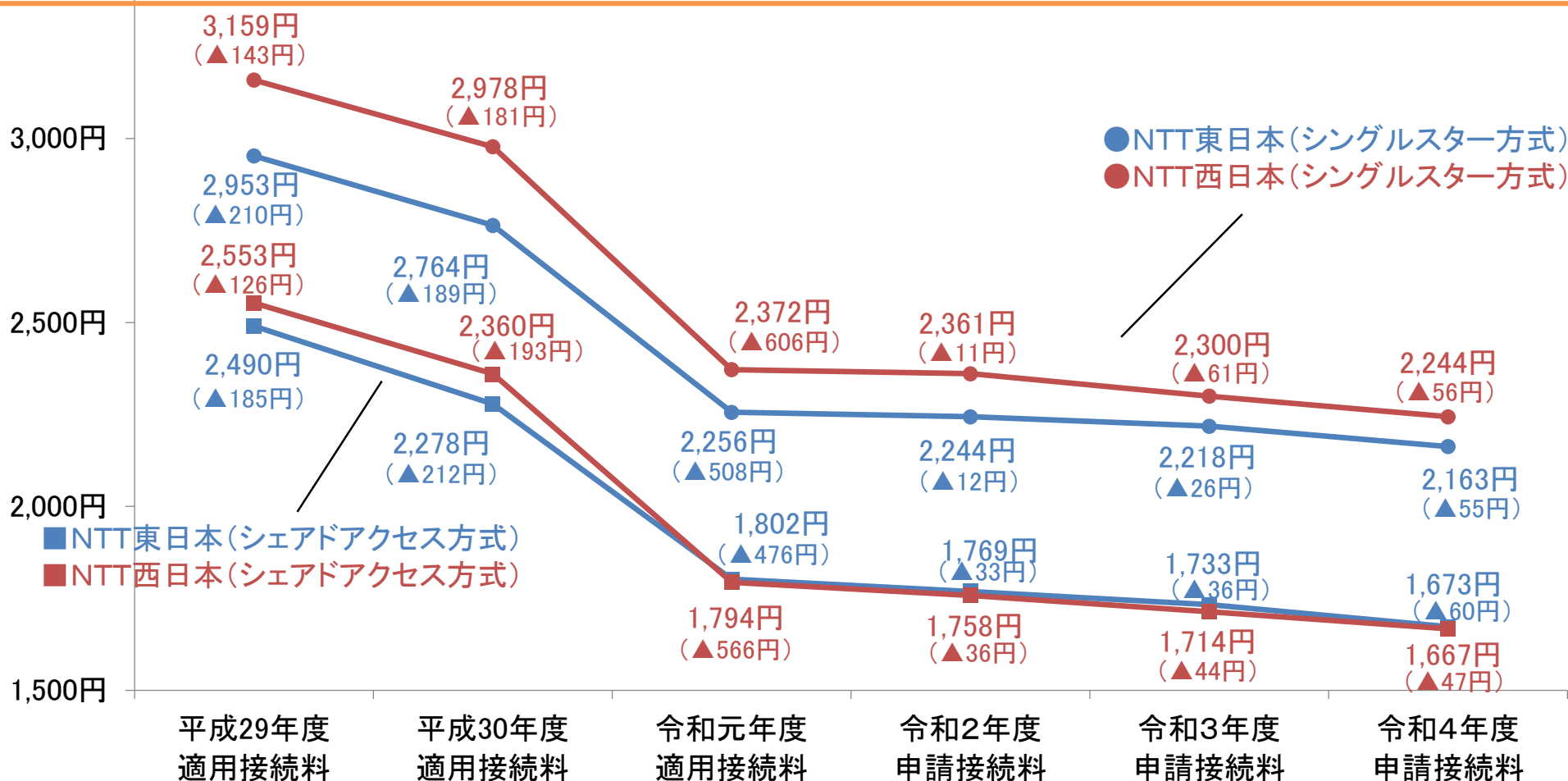
※ フレッツ 光ネクスト マンションタイプの各方式・プランの加重平均

(注1) 小売料金の2017年度～2019年度は、「FTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務の提供に関して対応及び報告すべき事項について(要請)」の値。2020年度は、2020年度接続料の認可申請時に行った「接続料と小売料金との関係の検証(スタックテスト)」の値。

(注2) 卸料金の2017年度～2019年度は、「FTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務の提供に関して対応及び報告すべき事項について(要請)」の値。2020年度は、2021年2月9日現在の金額。

(注3) 接続料相当額は、各年度の適用接続料を実績収容数で除した値。また、接続料を設定していない設備についても加算した値。

- 加入光ファイバについては、今後も新規かつ相当の需要の増加が見込まれるサービスであること及び接続事業者の予見性を確保する観点から、**令和2年度から令和4年度までの3年間について、年度ごとの需要と費用を予測して算定する将来原価方式により算定**(現在の接続料は平成28年度から令和元年度までの4年間の将来原価方式により算定)。
- 今回の改定案における光信号主端末回線伝送機能(シェアドアクセス方式)及び光信号端末回線伝送機能(シングルスター方式)に係る接続料は、**NTT東日本、西日本ともに令和2年度から4年度まで毎年度低減**。
- 令和元年度適用接続料と令和4年度申請接続料を比較した場合、NTT東日本において、シェアドアクセス方式で▲129円、シングルスター方式で▲93円、NTT西日本において、同▲127円、同▲128円の状況。



※ シェアドアクセス方式は加入光ファイバ(主端末回線)、FTM、局外スプリッタ、施設設置負担加算料の合計、シングルスター方式は加入光ファイバとFTM、施設設置負担加算料の合計。